

市内 児童発達支援事業所 管理者 各位

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における児童発達支援の
報酬区分について(通知)

日頃より本市福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

標記の件については、市内各児童発達支援事業所におかれましては、報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、国留意事項通知において、「当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。児童発達支援の報酬区分において主に小学校就学前の障害児（未就学児）に対し指定児童発達支援を行う場合を算定するには、小学校就学前の障害児の当該年度の前年度の利用延べ人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上であること。なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。報酬区分導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）に占める小学校就学前の障害児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。」とされていることから、平成30年4月の体制届においては、既存の事業所においては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）に占める小学校就学前の障害児の割合により報酬区分を判定し、届出していただいたところです。

報酬区分導入から2月が経過することに伴い、本市における「導入後3月経過後」の取扱いを通知しますので、以下のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

1. 平成30年4月～6月の障害児の延べ利用人数に占める小学校就学前の障害児の延べ利用人数の割合を国留意事項通知に基づき算出する。
2. 3月間の割合を算出した結果は各事業所において保管し、平成30年4月の体制届で届出た報酬区分と異なる場合については、平成30年7月提供分からは平成30年4月～6月の延べ利用人数に基づき算出した報酬区分を算定する。
3. 上記「2」の取扱いとすることから、3月間の割合を算出した結果が平成30年4月の体制届で届出た報酬区分と異なる事業所は、平成30年7月13日（金）必着で変更の体制届を当課宛に提出する。

障害計画課事業者指定担当
TEL 044-200-2927
FAX 044-200-3932